

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	市指定有形文化財の現状変更等の許可		
根拠条例等・条項	堺市文化財保護条例第14条第1項		
所 管 課	歴史遺産活用 部 文化財 課		
審 査 基 準	<p>1市指定有形文化財（建造物）の現状変更等の許可 ①現状変更等が当該指定建造物の意匠、材質、技法、環境等から構成される「文化財としての価値」の存続に相当程度の支障となるおそれがあると認められるか否か。</p> <p>2市指定有形文化財（美術工芸品）の現状変更等の許可 ①現状変更等が指定物件の保存及び指定の要件保持に支障となるおそれがあると認められるが、否か。 ②現状変更等が歴史的、芸術的、学術的等あらゆる角度から見て妥当であると認められるか否か。</p> <p>(参考) 平成6年11月25日付け庁保伝第141号文化庁次長通達 「行政手続法の施行及びこれに伴う文化財保護法の一部改正等について」 大阪府行政手続条例に伴う大阪府文化財保護条例の処分・審査基準、標準処理時間</p>		
標準処理期間	(建造物) 現状変更等の許可———3ヶ月 ただし、調査等に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。 (美術工芸) 保存に影響を及ぼす行為—1ヶ月 現状変更の許可———3ヶ月 ただし、申請書・添付書類等に不備がある場合又は指定物件の指定要素に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、この限りではない。	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由		